

平成 3 0 年



第 4 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

議案第 1 号

恵庭市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、恵庭市教育委員会委員を次のとおり任命したいので同意を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 福 屋 栄 人

〔住 所〕

〔生年月日〕

教育委員会委員の任命

退任となる委員

氏名	福屋栄人	生年月日	
住所			
任期	自平成26年12月13日～至平成30年12月12日		
退任事由	任期満了		

任命する委員（再任）

氏名	福屋栄人	生年月日	
住所			
任期	自平成30年12月13日～至平成34年9月30日		
最終学歴			

<公職歴>

平成26年12月～現在

教育委員会委員

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
委員数	4人
任期	4年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
資格要件	委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
禁止事項等	委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。
備考	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第4条の規定により、委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定める。

議案第2号

人権擁護委員候補者の推薦の同意について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので同意を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 佐 藤 直 代

〔住 所〕

〔生年月日〕

〔氏 名〕 高 田 弘 子

〔住 所〕

〔生年月日〕

議案第3号

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正することについて議決を
求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(恵庭市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市長及び副市長の給与に関する条例(昭和23年条例第20号)の一部を次のよ
うに改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合においては100分の212.
5、12月に支給する場合においては100分の227.5」を「100分の222.5」
に改める。

(恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を
次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合においては100分の212.
5、12月に支給する場合においては100分の227.5」を「100分の222.5」
に改める。

(恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる割合」を「100分の222.5」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年12月1日から施行する。

(平成30年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成30年12月に支給する期末手当に関する第1条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例第3条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の222.5」とあるのは、「100分の232.5」とする。

3 平成30年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の222.5」とあるのは、「100分の232.5」とする。

4 平成30年12月に支給する期末手当に関する第3条の規定による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の232.5」とする。

(規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 市長等に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額、<u>6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第4条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 市長等に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第4条（略）</p>

恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（抄）＜第2条関係＞

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 教育長に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額、<u>6月に支給する場合には100分の212.5</u>、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条 教育長に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額、<u>100分の222.5</u> _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p>

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（抄）＜第3条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1箇月以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>次に掲げる割合</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6月1日 100分の212.5</u></p> <p>(2) <u>12月1日 100分の227.5</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>第5条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1箇月以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第5条（略）</p>

議案第4号

恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附則第9項中「100分の1.35」を「100分の1.3875」に、「100分の90」を「100分の92.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の区分	号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
-------	----	----	----	----	----	----	----	----

	＼級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
以外の職員	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100

26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400

52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	

78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500	393,300		
95		295,200	343,100	381,900	393,600		
96		295,600	343,500	382,300	393,800		
97		295,800	343,700	382,600	394,000		
98		296,100	344,100	383,100	394,300		
99		296,500	344,500	383,500	394,600		
100		296,900	344,800	383,900	394,800		
101		297,100	345,100	384,200	395,000		
102		297,400	345,500	384,700	395,300		
103		297,800	345,900	385,100	395,600		

104		298,100	346,300	385,500	395,800		
105		298,300	346,800	385,800	396,000		
106		298,600	347,200	386,300	396,300		
107		299,000	347,600	386,700	396,600		
108		299,300	348,000	387,100	396,800		
109		299,500	348,500	387,400	397,000		
110		299,900	348,900	387,900	397,300		
111		300,300	349,200	388,300			
112		300,600	349,500	388,700			
113		300,800	350,000	389,000			
114		301,000		389,500			
115		301,300		389,900			
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年12月1日から施行し、この条例による改正後の恵庭市職員の給

与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、平成30年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

（適用日前の異動者の号俸等の調整）

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の恵庭市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 4 平成30年12月に支給する期末手当に関する改正後の条例第17条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、同条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の80」とする。
- 5 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の条例第17条の4第2項及び附則第9項の規定の適用については、第17条の4第2項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、附則第9項中「100分の1.3875」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」とする。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

恵庭市職員の給与に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第16条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3まで及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月にあつては15日に、12月にあつては5日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p>	<p>第1条～第16条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3まで及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月にあつては15日に、12月にあつては5日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> _____ を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」 _____ とする。</p>

現行	改正案
<p>4・5 (略)</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び附則第 6 条第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、直近の人事評価の結果を含めたその者の勤務実績に応じて、6 月にあつては 15 日に、12 月にあつては 5 日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 6 項第 4 号において同じ。)において受け</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び附則第 6 条第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、直近の人事評価の結果を含めたその者の勤務実績に応じて、6 月にあつては 15 日に、12 月にあつては 5 日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 6 項第 4 号において同じ。)において受け</p>

現行	改正案																																		
<p>るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 附則第6項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に規定する職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.35</u> を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の90</u> を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="264 1209 1055 1281"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">号俸 \級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	号俸 \級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	<p>るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 附則第6項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に規定する職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.3875</u> を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1160 1209 1951 1281"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">号俸 \級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	号俸 \級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
職員の区分			号俸 \級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																									
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																										
職員の区分	号俸 \級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																											
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																										

現行									改正案								
再任用職員 以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	再任用職員 以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900		2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400		3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000		4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900		5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400		6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700		7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200		8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700		9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400		10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000		11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700		12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100		13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400		14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600		15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000		16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800		17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800		18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700		19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500		20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400		21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200		22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000		23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900		24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700		25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100

現行								改正案							
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000

現行								改正案							
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	

現行								改正案							
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	410,100		86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	410,400		87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	410,600		88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	410,800		89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	411,100		90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,400	342,200	381,100	392,900			94		294,900	342,600	381,500	393,300		
95		294,800	342,700	381,500	393,200			95		295,200	343,100	381,900	393,600		
96		295,200	343,100	381,900	393,400			96		295,600	343,500	382,300	393,800		
97		295,400	343,200	382,200	393,600			97		295,800	343,700	382,600	394,000		
98		295,700	343,700	382,700	393,900			98		296,100	344,100	383,100	394,300		
99		296,100	344,100	383,100	394,200			99		296,500	344,500	383,500	394,600		
100		296,500	344,400	383,500	394,400			100		296,900	344,800	383,900	394,800		

現行								改正案							
101		296,700	344,700	383,800	394,600			101		297,100	345,100	384,200	395,000		
102		297,000	345,100	384,300	394,900			102		297,400	345,500	384,700	395,300		
103		297,400	345,500	384,700	395,200			103		297,800	345,900	385,100	395,600		
104		297,700	345,900	385,100	395,400			104		298,100	346,300	385,500	395,800		
105		297,900	346,400	385,400	395,600			105		298,300	346,800	385,800	396,000		
106		298,200	346,800	385,900	395,900			106		298,600	347,200	386,300	396,300		
107		298,600	347,200	386,300	396,200			107		299,000	347,600	386,700	396,600		
108		298,900	347,600	386,700	396,400			108		299,300	348,000	387,100	396,800		
109		299,100	348,100	387,000	396,600			109		299,500	348,500	387,400	397,000		
110		299,500	348,500	387,500	396,900			110		299,900	348,900	387,900	397,300		
111		299,900	348,800	387,900				111		300,300	349,200	388,300			
112		300,200	349,100	388,300				112		300,600	349,500	388,700			
113		300,300	349,600	388,600				113		300,800	350,000	389,000			
114		300,600		389,100				114		301,000		389,500			
115		300,900		389,500				115		301,300		389,900			
116		301,300						116		301,700					
117		301,500						117		301,900					
118		301,700						118		302,100					
119		302,000						119		302,400					
120		302,300						120		302,700					
121		302,700						121		303,100					
122		302,900						122		303,300					
123		303,200						123		303,600					
124		303,500						124		303,900					
125		303,800						125		304,200					

現行								改正案									
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700		再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	
別表第 2(第 4 条関係) (略)								別表第 2(第 4 条関係) (略)									

議案第5号

恵庭市税条例の一部改正について

恵庭市税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第28条第1項本文中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

附則第20条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の恵庭市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

恵庭市税条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第13条（略）</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第15条～第27条（略）</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第28条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1</p>	<p>第1条～第13条（略）</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第14号 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第15条～第27条（略）</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1</p>

現行	改正案
<p>日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額</p> <p>_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定<u>によって</u>控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得又は公的年金等に係る所得以外の所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定<u>により</u>控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p>

現行	改正案
<p>第 29 条～第 149 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 20 条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割</p>	<p>第 29 条～第 149 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 20 条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割</p>

現行	改正案
<p>の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 7 まで、<u>第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第 20 条の 3～第 25 条（略）</p>	<p>の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、<u>第 37 条の 8 又は第 37 条の 9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第 20 条の 3～第 25 条（略）</p>

議案第6号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求めらる。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

(7) 戸別ごみ排出場所 一戸建ての住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため当該住宅の敷地内に設置又は指定する当該住宅からの家庭廃棄物のみを排出する場所をいう。

(8) ごみ保管場所 一戸建ての住宅に居住する市民又は共同住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため共同で利用する家庭廃棄物のみを集積する場所をいう。

第9条第1項中「の所有者又は事業用建築物を」を「を所有する者又は」に改める。

第10条第1項中「集団資源回収等の」を「集団資源回収（町内会その他の団体が新聞、雑誌、ダンボールその他の資源物を回収し、当該資源物の回収を業とする者に引き渡す行為であって、営利を目的としないものをいう。以下同じ。）その他」に改める。

第12条第1項中「受入時間等基本的事項」を「受入時間等の基本的事項」に改める。

第13条第1項中「事業系廃棄物」を「事業系一般廃棄物」に改め、同条第2項中「その事業系廃棄物」を「事業系一般廃棄物」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

占有者等は、自ら処分できない家庭廃棄物については、第12条第1項の基本的事項に定める排出方法により、散乱及び飛散の防止策を講じて戸別ごみ排出場所又はごみ保管場所に排出しなければならない。

第14条第2項中「ごみステーション」を「ごみ保管場所」に改め、同条第3項前段中「の所有者」を「を所有する者」に、「保管場所」を「ごみ保管場所」に改め、同項後段中「の所有者」を「を所有する者」に、「保管場所」を「ごみ保管場所」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第14条の2 市（市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）以外の者は、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所に排出された家庭廃棄物（集団資源回収のために排出されたものを除く。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所から家庭廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

第16条第1項第1号中「法第2条第3項に規定する」を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「収集、運搬及び」を「収集及び運搬並びに」に、「定めるもの。」を「定めるもの」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 液状の物

第18条の3第3号中「法第20条に規定する」を削る。

第24条第2項中「と適正な」を「及び適正な」に改める。

第27条の見出し中「手数料」を「一般廃棄物処理手数料」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 天災に直接起因して廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。

(2) 火災により廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。

(3) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第30条の2を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第14条の2第2項の規定による命令に従わない者には、5万円の過料を科する。

第31条の見出しを「(報告の徴収)」に改める。

第32条中「調査」を「検査」に改める。

別表1中備考以外の部分を次のように改める。

別表1 (第26条関係)

手数料の種類	取扱区分		金額
家庭廃棄物処理 手数料	生ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき 2円
	燃やせるごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき 3円
	燃やせないごみ及び危険ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき 4円
	可燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	10キログラムにつき 128円を基準とし て、900円以内で品 目別に規則で定める額
	不燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋	10キログラムにつき

	み	により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	231円を基準として、900円以内で品目別に規則で定める額
	ごみ焼却施設への直接搬入 ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき 128円
	ごみ処理場への直接搬入 ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき 231円
事業系一般廃棄物処分手数料	ごみ焼却施設への直接搬入 ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき 217円
	ごみ処理場への直接搬入 ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき 343円
	生ごみ処理場への直接搬入 ごみ	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき 93円
	リサイクルセンターへの直接搬入 ごみ	事業系一般廃棄物のうち、リサイクルセンターで処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき 114円

し尿処理手数料		10リットルにつき5 0円
---------	--	------------------

別表第1備考2中「収集1回」を「収集場所1回」に改める。

別表2中備考以外の部分を次のように改める。

別表2（第28条関係）

手数料の種類	取扱区分	金額
産業廃棄物処分 手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき364円
	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき463円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の次に1条を加える改正規定、第16条、第27条、第29条及び第30条の2の改正規定並びに次項の規定 平成31年4月1日

(2) 別表1（備考2の改正規定を除く。）及び別表2の改正規定並びに附則第3項から第7項までの規定 平成32年4月1日

（一般廃棄物処理手数料の減免に関する経過措置）

2 前項第1号に掲げる規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第27条の規定により行われていた手数料の減免に関しては、同条の規定は、平成32年3月31日までに処理する家庭廃棄物の手数料に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（一般廃棄物処理手数料に関する経過措置）

3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の規定のうち次の各号に掲げる一般廃棄物の一般廃棄物

処理手数料の金額は、同表の規定にかかわらず、平成34年3月31日までの間に限り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 家庭廃棄物処理手数料の部燃やせるごみの項に規定する燃やせるごみ 当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき2円

(2) 事業系一般廃棄物処分手数料の部ごみ焼却施設への直接搬入ごみの項に規定するごみ焼却施設への直接搬入ごみ 10キログラムにつき128円

(3) 事業系一般廃棄物処分手数料の部ごみ処理場への直接搬入ごみの項に規定するごみ処理場への直接搬入ごみ 10キログラムにつき231円

(適用区分)

4 新条例別表1 家庭廃棄物処理手数料の部の規定は、附則第1項第2号に定める施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集又は直接搬入する家庭廃棄物について適用し、施行日以前に収集又は直接搬入する家庭廃棄物については、なお従前の例による。

5 新条例別表1(家庭廃棄物処理手数料の部を除く。)及び別表2の規定は、施行日以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、施行日以前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

(準備行為)

6 新条例別表1に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券の売りさばきは、施行日前においても、これを行うことができる。

7 施行日前に家庭廃棄物の排出に使用された新条例別表1に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券は、附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券とみなす。

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>第3条～第8条（略）</p> <p>（事業系廃棄物の保管場所等の設置）</p> <p>第9条 事業用建築物の所有者又は事業用建築物を建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) <u>戸別ごみ排出場所</u> 一戸建ての住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため当該住宅の敷地内に設置又は指定する当該住宅からの家庭廃棄物のみを排出する場所をいう。</p> <p>(8) <u>ごみ保管場所</u> 一戸建ての住宅に居住する市民又は共同住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため共同で利用する家庭廃棄物のみを集積する場所をいう。</p> <p>第3条～第8条（略）</p> <p>（事業系廃棄物の保管場所等の設置）</p> <p>第9条 事業用建築物を所有する者又は_____建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>(減量化推進のための市民の役割)</p> <p>第 10 条 市民は、<u>集団資源回収等</u>の</p> <hr/> <p><u>再</u>再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示)</p> <p>第 12 条 市長は、土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易に行うことができるよう、一般廃棄物処理計画のうちの排出方法、処理施設、<u>受入時間等基本的事項</u>を告示するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市が処理する一般廃棄物)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(減量化推進のための市民の役割)</p> <p>第 10 条 市民は、<u>集団資源回収(町内会その他の団体が新聞、雑誌、ダンボールその他の資源物を回収し、当該資源物の回収を業とする者に引き渡す行為であって、営利を目的としないものをいう。以下同じ。)</u>その他<u>再</u>再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示)</p> <p>第 12 条 市長は、土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易に行うことができるよう、一般廃棄物処理計画のうちの排出方法、処理施設、<u>受入時間等の基本的事項</u>を告示するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市が処理する一般廃棄物)</p>

現行	改正案
<p>第 13 条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物(浄化槽汚泥を除く。)及び<u>事業系廃棄物</u>のうちし尿を収集、運搬又は処分するものとする。</p> <p>2 市は、家庭廃棄物の適正な処理に支障がないと認めるときは、<u>その事業系廃棄物</u>(浄化槽汚泥を含む。)を処分することができる。</p> <p>(排出マナーの遵守義務)</p> <p>第 14 条 <u>占有者等は、自ら処分できない家庭廃棄物については、市長の定める排出日時及び排出方法を遵守して所定の場所へ持ち出し、動物による廃棄物の散乱並びに廃棄物の飛散防止策を講じる等して、第 12 条第 1 項の基本的事項に従わなければならない。</u></p> <p>2 <u>ごみステーション</u>を利用する者は、自ら処分できない家庭廃棄物を市長の定める排出方法により<u>ごみステーション</u>に持ち出し、市が収集した後は常に清潔にしておかなければならない。</p> <p>3 住戸数が 2 戸以上の住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎、寮等をいう。以下同じ。)の<u>所有者</u>又は建設しようとする者は、当該住宅に係る家庭廃棄物の<u>保管場所</u>を設置しなければならない。この場合において、住宅の<u>所有者</u>又は建設しようとする者は、当該<u>保管場所</u>について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。</p>	<p>第 13 条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物(浄化槽汚泥を除く。)及び<u>事業系一般廃棄物</u>のうちし尿を収集、運搬又は処分するものとする。</p> <p>2 市は、家庭廃棄物の適正な処理に支障がないと認めるときは、<u>事業系一般廃棄物</u>(浄化槽汚泥を含む。)を処分することができる。</p> <p>(排出マナーの遵守義務)</p> <p>第 14 条 <u>占有者等は、自ら処分できない家庭廃棄物については、第 12 条第 1 項の基本的事項に定める排出方法により、散乱及び飛散の防止策を講じて戸別ごみ排出場所又はごみ保管場所に排出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>ごみ保管場所</u>を利用する者は、自ら処分できない家庭廃棄物を市長の定める排出方法により<u>ごみ保管場所</u>に持ち出し、市が収集した後は常に清潔にしておかなければならない。</p> <p>3 住戸数が 2 戸以上の住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎、寮等をいう。以下同じ。)を<u>所有する者</u>又は建設しようとする者は、当該住宅に係る家庭廃棄物の<u>ごみ保管場所</u>を設置しなければならない。この場合において、住宅を<u>所有する者</u>又は建設しようとする者は、当該<u>ごみ保管場所</u>について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>第 15 条 (略)</p> <p>(排出禁止物)</p> <p>第 16 条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び 処 理施設等の機能に支障を生ずる物で、規則で定めるもの。</u></p>	<p><u>(家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等)</u></p> <p>第 14 条の 2 市(市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)以外の者は、<u>戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所に排出された家庭廃棄物(集団資源回収のために排出されたものを除く。)</u>を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項の規定に違反する行為をした者に対し、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所から家庭廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。</u></p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>(排出禁止物)</p> <p>第 16 条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。</p> <p>(1) _____特別管理一般廃棄物</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>液状の物</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処理施設等の機能に支障を生ずる物で、規則で定めるもの</u></p>

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>第 17 条～第 18 条の 2 (略)</p> <p>(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格)</p> <p>第 18 条の 3 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2 年以上<u>法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職</u>にあった者であること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>第 19 条～第 23 条 (略)</p> <p>(公共の場所の清潔保持)</p> <p>第 24 条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。</p> <p>2 前項の公共の場所の管理者は、これらの場所の清潔の保持と<u>適正な管理</u>に努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第 17 条～第 18 条の 2 (略)</p> <p>(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格)</p> <p>第 18 条の 3 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2 年以上_____環境衛生指導員の職にあった者であること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>第 19 条～第 23 条 (略)</p> <p>(公共の場所の清潔保持)</p> <p>第 24 条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。</p> <p>2 前項の公共の場所の管理者は、これらの場所の清潔の保持<u>及び適正な管理</u>に努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

現行	改正案
<p>第 25 条・第 26 条 (略)</p> <p>(手数料_____の減免)</p> <p>第 27 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申請により前条の手数料を減免することができる。</p> <p>(1) <u>公の扶助を受けている者</u></p> <p>(2) <u>その他市長が特別な理由があると認める者</u></p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>(産業廃棄物処分手数料の減免)</p> <p>第 29 条 <u>市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前条に規定する手数料を減免することができる。</u></p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>(過料)</p>	<p>第 25 条・第 26 条 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理手数料の減免)</p> <p>第 27 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申請により前条の手数料を減免することができる。</p> <p>(1) <u>天災に直接起因して廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>火災により廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特別な理由があると認めるとき。</u></p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>第 29 条 削除</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第 30 条の 2 <u>第 14 条の 2 第 2 項の規定による命令に従わない者には、5</u></p>

現行	改正案												
<p>第 30 条の 2 詐欺その他不正な行為により、この条例に定める手数料又は費用の徴収を免れたものには、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>(報告)</p> <p>第 31 条 市長は、法第 18 条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第 32 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な調査を行わせることができる。</p> <p>第 33 条・第 34 条 (略)</p> <p>別表 1(第 26 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="264 1262 1077 1297"> <thead> <tr> <th>手数料の</th> <th>取扱区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の	取扱区分	金額				<p>万円の過料を科する。</p> <p>2 _____ 詐欺その他不正な行為により、この条例に定める手数料又は費用の徴収を免れたものには、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第 31 条 市長は、法第 18 条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第 32 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。</p> <p>第 33 条・第 34 条 (略)</p> <p>別表 1(第 26 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1160 1262 1973 1297"> <thead> <tr> <th>手数料の</th> <th>取扱区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の	取扱区分	金額			
手数料の	取扱区分	金額											
手数料の	取扱区分	金額											

現行				改正案			
種類				種類			
家庭廃棄物処理手数料	燃やせるごみ、燃やせないごみ及び生ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋で排出されたもの	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき2円	生ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき2円	
	粗大ごみ	有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物で規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたもの	1個につき100円	燃やせるごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき3円	
		市長の指定する場所に搬入された燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみを処分するとき。	10キログラムにつき70円	燃やせないごみ及び危険ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき4円	
事業系一般廃棄物処分手数料	市長の指定する場所に搬入された事業系一般廃棄物(生ごみを除く。)を処分するとき。		10キログラムにつき112円	可燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	10キログラムにつき128円を基準として、900円以内で品目別に規則で定める額	
	市長の指定する場所に搬入された事業系一般廃棄物のうち生ごみを処分するとき。		10キログラムにつき112円				
し尿処理手数料			10リットルにつき50円	不燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたもの	10キログラムにつき231円を基準として、900円以内で品目別に規則で定める額	

現行	改正案			
		のを収集及び運搬し、処分するとき。		
	ごみ焼却施設への直接搬入ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき128円	
	ごみ処理場への直接搬入ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき231円	
	事業系一般廃棄物処分手数料	ごみ焼却施設への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき217円
	ごみ処理場への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき343円	
	生ごみ処理場への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき93円	
	リサイクルセンターへの直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、リサイクルセンターで処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき114円	
	し尿処理		10リットルに	

現行	改正案																	
<p style="text-align: center;">備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 仮設トイレに係るし尿処理手数料については、<u>収集1回</u>につき880円を加算する。</p> <p>別表2(第28条関係)</p> <table border="1" data-bbox="266 707 1077 1059"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>取扱区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物処分手数料</td> <td rowspan="2">市長の指定する場所に搬入された第19条に規定する産業廃棄物を処分するとき。</td> <td>含水率が30パーセントを超え85パーセント以下の汚泥10キログラムにつき187円</td> </tr> <tr> <td>含水率が30パーセント以下の汚泥その他の産業廃棄物10キログラムにつき156円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">備考 (略)</p> <p>別表3(第30条関係) (略)</p>	手数料の種類	取扱区分	金額	産業廃棄物処分手数料	市長の指定する場所に搬入された第19条に規定する産業廃棄物を処分するとき。	含水率が30パーセントを超え85パーセント以下の汚泥10キログラムにつき187円	含水率が30パーセント以下の汚泥その他の産業廃棄物10キログラムにつき156円	<table border="1" data-bbox="1160 339 1973 379"> <tr> <td>手数料</td> <td style="text-align: right;">つき50円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 仮設トイレに係るし尿処理手数料については、<u>収集場所1回</u>につき880円を加算する。</p> <p>別表2(第28条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1160 707 1973 1059"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>取扱区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産業廃棄物処分手数料</td> <td rowspan="2">第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。</td> <td>10キログラムにつき364円</td> </tr> <tr> <td>第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。</td> <td>10キログラムにつき463円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">備考 (略)</p> <p>別表3(第30条関係) (略)</p>	手数料	つき50円	手数料の種類	取扱区分	金額	産業廃棄物処分手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき364円	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき463円
手数料の種類	取扱区分	金額																
産業廃棄物処分手数料	市長の指定する場所に搬入された第19条に規定する産業廃棄物を処分するとき。	含水率が30パーセントを超え85パーセント以下の汚泥10キログラムにつき187円																
		含水率が30パーセント以下の汚泥その他の産業廃棄物10キログラムにつき156円																
手数料	つき50円																	
手数料の種類	取扱区分	金額																
産業廃棄物処分手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき364円																
		第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき463円															

議案第 7 号

恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を
求める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市子ども医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 3 5 号）の一部を次のように
改正する。

第 5 条第 1 項中「満 6 歳」を「満 9 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の恵庭市子ども医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」
という。）の規定による子ども医療費の助成に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以
下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、
同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

恵庭市子ども医療費助成に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第4条の4（略）</p> <p>（助成の額）</p> <p>第5条 助成の額は、受給者に係る医療費(満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)から一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第11条（略）</p>	<p>第1条～第4条の4（略）</p> <p>（助成の額）</p> <p>第5条 助成の額は、受給者に係る医療費(満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)から一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第11条（略）</p>

議案第8号

恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「対象区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域の区域	100分の10以上	100分の15以上
乙種区域	対象区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域の区域	100分の5以上	100分の10以上

（既存工場等に係る面積の算定）

第4条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が前条の表に掲げる甲種区域又は乙種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ規則で定める式によるものとする。

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が前条の表に掲げる甲種区域又は乙種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ規則で定める式によるものとする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表排水区域の項中「1,868.9ヘクタール」を「1,881.4ヘクタール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案																						
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 下水道事業の種別並びに排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="262 691 1106 887"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">種別</th> </tr> <tr> <th>公共下水道</th> <th>個別排水処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水区域</td> <td>1,868.9ヘクタール</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第7条（略）</p>		種別		公共下水道	個別排水処理	排水区域	1,868.9ヘクタール		（略）			<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 下水道事業の種別並びに排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 691 1998 887"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">種別</th> </tr> <tr> <th>公共下水道</th> <th>個別排水処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水区域</td> <td>1,881.4ヘクタール</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第7条（略）</p>		種別		公共下水道	個別排水処理	排水区域	1,881.4ヘクタール		（略）		
		種別																					
	公共下水道	個別排水処理																					
排水区域	1,868.9ヘクタール																						
（略）																							
	種別																						
	公共下水道	個別排水処理																					
排水区域	1,881.4ヘクタール																						
（略）																							

議案第10号

公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉施設6施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭市柏陽憩の家	恵庭市柏陽町1丁目26番地	東京都豊島区東池袋一丁目4 4番3号池袋ISPタマビル 特定非営利活動法人ワーカ ズコープ 代表理事 田 嶋 羊 子
恵庭市島松憩の家	恵庭市島松東町1丁目1番15号	
恵庭市和光憩の家	恵庭市和光町3丁目1番1号	
恵庭市東恵庭憩の家	恵庭市中央452番地3	
恵庭市大町憩の家	恵庭市大町4丁目5番15号	
恵庭市恵み野憩の家	恵庭市恵み野北2丁目1番地3	

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第11号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市福住憩の家）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭市福住憩の家	恵庭市福住町1丁目21番地29	恵庭市漁町21番地さかえ 会館内 特定非営利活動法人恵庭市 手をつなぐ育成会 理事長 石坂行雄

2 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第12号

公の施設の指定管理者の指定について（パークゴルフ場5施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭中央パークゴルフ場	恵庭市中央12番1他	恵庭市駒場町1丁目3番2号
漁川パークゴルフ場カワ セミコース	恵庭市黄金北1丁目9番2	株式会社園建 代表取締役 嘉屋輝夫
漁川パークゴルフ場アイ リスコース	恵庭市美咲野1丁目16番8 地先	
島松パークゴルフ場	恵庭市南島松403番1他	
北栄会館パークゴルフ場	恵庭市北島216番	

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第13号

公の施設の指定管理者の指定について（体育施設26施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
総合体育館	恵庭市黄金中央5丁目199番地2	恵庭市黄金中央5丁目 199番地2
島松体育館	恵庭市南島松389番地3	
駒場体育館	恵庭市駒場町3丁目3番15号	特定非営利活動法人
福住屋内運動広場	恵庭市福住町1丁目21番24	恵庭市体育協会 会長 松本博樹
島松屋外運動場	恵庭市南島松406番1	
恵庭水泳プール	恵庭市福住町2丁目9番13	
島松水泳プール	恵庭市中島松418番1	
柏水泳プール	恵庭市文京町3丁目79番1	
東恵庭水泳プール	恵庭市中央452番3	
和光水泳プール	恵庭市和光町2丁目250番	
若草水泳プール	恵庭市中島町4丁目5番1	

恵み野水泳プール	恵庭市恵み野南4丁目1番5
恵み野旭水泳プール	恵庭市恵み野北4丁目1番1
市民スキー場	恵庭市盤尻330番2
市民スケート場	恵庭市牧場53番4
恵庭公園陸上グラウンド	恵庭市駒場町4丁目901番1
恵庭公園庭球場	恵庭市駒場町4丁目901番1
恵庭公園野球場	恵庭市駒場町4丁目901番1
恵庭公園球技場	恵庭市駒場町4丁目901番1
恵み野中央公園野球場	恵庭市恵み野北3丁目9番2
恵み野中央公園庭球場	恵庭市恵み野北4丁目1番2
中島公園庭球場	恵庭市中島町3丁目1番1
ふるさと公園庭球場	恵庭市黄金中央4丁目2番
めぐみの森庭球場	恵庭市恵み野北6丁目3番6
あやめ緑地公園庭球場	恵庭市戸磯76番35
かしわ公園野球場	恵庭市北柏木町3丁目197番

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第14号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市恵み野子どもの集う場所）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭市恵み野子どもの集う場所	恵庭市恵み野北3丁目1番1	東京都江戸川区東葛西6丁目 16番2号 学校法人滋慶学園 理事長 浮 舟 邦 彦

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第15号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市都市公園、公共緑地等158施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵み野中央公園	恵み野西5丁目11他	恵庭市黄金北4丁目13番地
恵庭公園	駒場町4丁目900-1 他	11 恵庭建設会館内 恵庭まちづくり協同組合
中島公園	中島町3丁目1-1他	代表理事 齊 藤 一 史
恵庭ふるさと公園	黄金中央4丁目2	
こまば公園	駒場町1丁目323	
あさひ公園	島松旭町3丁目107他	
わこう公園	和光町1丁目68	
テクノパーク中央公園	戸磯385-28の内	
さいわい公園	幸町2丁目407-11地 先他	

かつら公園	島松本町3丁目477
カリンバ自然公園	黄金南6丁目1
黄金曙公園	黄金南3丁目15-10
ことぶき公園	島松寿町1丁目13
こぶし公園	柏木町549-92
ひまわり公園	北柏木町2丁目3
こまどり公園	黄金北3丁目20-6
みどり公園	緑町1丁目11
さかえ公園	漁町41
もいざり公園	大町2丁目235
しらかば公園	大町4丁目173
めぐみ公園	本町89
さくら公園	桜町1丁目7
すみれ公園	緑町2丁目88
しままつ公園	島松寿町1丁目21
ひがし公園	島松東町3丁目207
ときわ公園	島松本町2丁目331
つくし公園	桜町3丁目130
くるみ公園	駒場町5丁目619
ふくずみ公園	福住町3丁目11
まなび公園	福住町2丁目6
なかよし公園	福住町1丁目16
かわぞえ公園	漁町393
かしわぎ公園	柏陽町4丁目12他
みゆき公園	柏陽町4丁目7-7
あかしや公園	柏陽町1丁目9

みかほ公園	柏陽町1丁目22
やよい公園	柏陽町1丁目5-1
いこい公園	黄金南1丁目313-30
つつじ公園	相生町249他
あおば公園	有明町3丁目493
花の丘公園	恵み野西3丁目2-15
タイヤの丘公園	恵み野南2丁目8-10
アルプス公園	恵み野南3丁目9-15
こぼと公園	北柏木町2丁目7
すみよし公園	住吉町3丁目418
あすなる公園	有明町2丁目319
あおぞら公園	黄金北2丁目6-5
ペリカン公園	恵み野北5丁目3-13
チビッコ公園	恵み野西1丁目17-13
ありあけ公園	有明町5丁目755
わんぱく公園	恵み野東6丁目10-9
いずみ公園	島松東町4丁目293
どんぐり公園	中島町6丁目9
わかくさ公園	中島町1丁目4-8
やなぎ公園	福住町1丁目3
おおぞら公園	恵み野北1丁目8-15
ユカンボシ公園	和光町4丁目526
はくよう公園	柏陽町3丁目7
あじさい公園	有明町4丁目631
きぼう公園	柏陽町3丁目26
みのしま公園	柏木町354-2他

なかまち公園	島松仲町2丁目171-1
けいほく公園	幸町2丁目414-28他
いくみ公園	黄金北3丁目14
いちょう公園	黄金北4丁目9
たんぼぼ公園	黄金北4丁目5-5
あけぼの公園	島松東町4丁目591-4
もみじ公園	恵南6-49
けいおう公園	恵央町15の内
はまなす公園	島松寿町2丁目32
ひかり公園	柏陽町3丁目221-15
みなみ公園	島松寿町2丁目40-2
くさぶえ公園	中島町1丁目15-1
エルム公園	和光町5丁目531-5
めぐみの森公園	恵み野北6丁目3-3他
きのみ公園	北柏木町1丁目16
かや公園	白樺町3丁目18-1
おうま公園	幸町3丁目462-41
むつみ公園	白樺町1丁目13-59
あしか公園	恵南5-23
ぶんきょう公園	文京町1丁目120-12 他
ちょうちょ公園	恵み野東7丁目7-55
わらべ公園	島松寿町2丁目15-11
すずらん公園	柏木町343-12他
さんかく公園	柏木町337-43他
なみき公園	本町181-2他

げんき公園	美咲野1丁目16-8
おひさま公園	美咲野3丁目16-249
ひだまり公園	文京町4丁目15-1
こもれび公園	美咲野2丁目2-102
そよかぜ公園	美咲野4丁目10-56
ふじよし公園	黄金北1丁目1-20他
ひので公園	美咲野6丁目522-1他
すこやか公園	黄金南7丁目5
こがね公園	黄金中央2丁目9-1
やすらぎ公園	黄金南5丁目8-1
ほのぼの公園	黄金南1丁目18-1
はるにれ公園	恵み野東4丁目18-5
さとみ公園	恵み野里美2丁目13-6
漁川河川緑地	美咲野1丁目495番地先 (左岸) 他
恵み野南緑地	恵み野南1丁目1-5他
恵み野北緑地	恵み野東7丁目8他
カリンバ緑地	戸磯47-5の内
恵庭大橋季節の広場	南島松827-1地先
ふれあい広場	戸磯1005-3の内他
柏陽緑地	柏陽町1丁目1-2他
せせらぎ公園	北柏木町1丁目20
すずめ公園	黄金北2丁目2-1
あやめ緑地	戸磯76-35
こくわ緑地	戸磯76-2
北柏木南緑地	北柏木町4丁目4

北柏木西緑地	北柏木町4丁目3-1
北柏木北緑地	北柏木町5丁目4-1
恵み野ポケットパーク	恵み野東7丁目5-8
茂漁川河川緑地	恵央町21-1他
さわやか広場	島松寿町1丁目10-6
おはよう広場	島松寿町1丁目28-8
エルム南緑地	戸磯592-1
エルム北緑地	戸磯536-1
トイシリ緑地	戸磯76-4
恵み野21号緑地	恵み野東5丁目10-13 他
牧場1号緑地	美咲野3丁目16-6の内 他
牧場2号緑地	美咲野3丁目16-3他
牧場3号緑地	美咲野4丁目2-133他
牧場4号緑地	美咲野4丁目10-18他
ユカンボシ川河川緑地	駒場町5丁目656-14 他
梅の森	盤尻77-1内他
柏木リバーサイド緑地	柏木町382-1内他
黄金ポケットパーク	黄金南7丁目18-8
桜町多目的広場	桜町4丁目73-1他
柏陽西1号緑地	柏陽町3丁目194-76
柏木1号緑地	柏木町547-58
花の田園住宅緩衝緑地帯	中央423-1の内他
田園1号緑地	中央423-40

田園 2 号緑地	中央 4 2 3 - 4 1
柏陽西 2 号緑地	柏陽町 3 丁目 1 9 4 - 8 8
(仮称) あいおい広場	相生町 1 - 4 他
(仮称) 相生 1 号緑地	相生町 1 4 8
(仮称) 相生 2 号緑地	相生町 1 5 5 他
(仮称) 相生 3 号緑地	相生町 1 - 4
中恵庭公園	上山口 1 7 他
柏木地区レクリエーション施設	柏木町 6 7 2 他
松鶴公園	漁太 2 8 2 - 1
かえで公園	北柏木町 3 丁目 2 9
ひばり公園	北柏木町 3 丁目 1 0 0
わかば公園	恵央町 3 - 1 0
えなみ公園	恵南 1 0 - 1 0
資材置場用地	中央 4 2 3 - 1
ユカンボシ川河畔公園	駒場町 5 丁目 6 5 6 - 1
島松駅前ロータリー	島松仲町 1 丁目
第二幹線用水路	駒場町 1 丁目から駒場町 3 丁目まで 桜町 3 丁目 住吉町 1 丁目 住吉町 2 丁目 栄恵町 緑町 1 丁目 相生町 福住町 3 丁目 黄金北 2 丁目から黄金北 4 丁目まで
牧場 1. 2. 3. 4 号未利用緑地	美咲野 3 丁目 美咲野 4 丁目

ひだまり公園の隣接地	文京町4丁目15-70
恵み野駅東口広場	恵み野西1丁目1-2
恵み野駅西口広場	恵み野里美1丁目749-1
恵庭駅東口広場	黄金中央1丁目4
恵庭駅西口広場	相生町
有明緑地	有明町5丁目1001-2

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第16号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市民会館、恵庭市島松公民館及び地区会館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
恵庭市民会館	恵庭市新町10番地	恵庭市恵み野北3丁目1番1
恵庭市島松公民館	恵庭市島松本町3丁目12番 20号	恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社
大町会館	恵庭市大町1丁目10番1号	代表取締役社長 松本耕二
東恵庭会館	恵庭市中央449番地	
柏陽会館	恵庭市柏陽町1丁目26番地	
桜町会館	恵庭市桜町3丁目8番13号	
寿町会館	恵庭市島松寿町2丁目24番 地3	
和光会館	恵庭市和光町2丁目2番8号	

恵み野会館	恵庭市恵み野北2丁目12番 2
有明会館	恵庭市有明町5丁目1番3号
中島会館	恵庭市中島町4丁目17番地 14
北栄会館	恵庭市北島215番地
いくみ会館	恵庭市黄金北3丁目12番地 8

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第17号

公の施設の指定管理者の指定について（夢創館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
夢創館	恵庭市島松仲町1丁目2番20号	恵庭市島松仲町1丁目2番20号 特定非営利活動法人島松夢創館倶楽部 理事長 鏡 貢

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第18号

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道を次のとおり認定することについて議決を求める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

市道認定路線

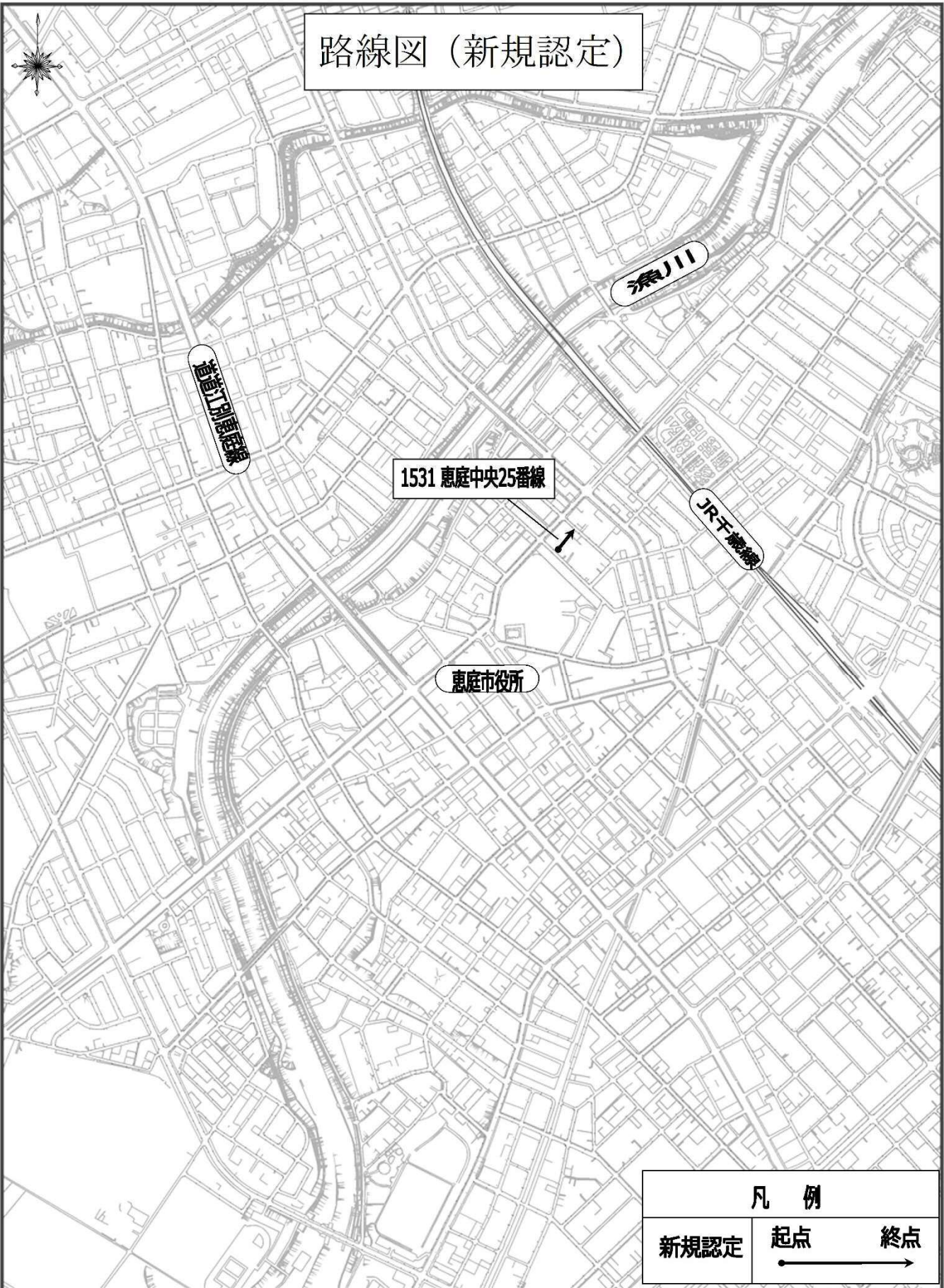
路線番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1531	恵庭中央25番線	福住町2丁目8番5	
		福住町2丁目7番1	

市道認定路線

路線番号	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
1531	恵庭中央25番線	4.0m	60.17m	68.17m



路線図 (新規認定)



凡 例		
新規認定	起点	終点
	●—————▶	

縮尺 1 : 10000
 100 50 0 100 200 300 400 500

議案第19号

平成30年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,763,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第二表 債務負担行為補正」による。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 道 支 出 金		2,036,829	217,592	2,254,421
	2. 道 補 助 金	599,134	217,592	816,726
17. 財 産 収 入		132,754	81,135	213,889
	2. 財 産 売 払 収 入	114,060	81,135	195,195
18. 寄 附 金		30,973	45,325	76,298
	1. 寄 附 金	30,973	45,325	76,298
19. 繰 入 金		1,056,224	83,382	1,139,606
	1. 繰 入 金	1,056,224	83,382	1,139,606
20. 繰 越 金		488,153	23,105	511,258
	1. 繰 越 金	488,153	23,105	511,258
歳 入	合 計	27,312,671	450,539	27,763,210

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		182,425	454	182,879
	1. 議 会 費	182,425	454	182,879
2. 総 務 費		1,948,094	163,524	2,111,618
	1. 総 務 管 理 費	1,762,062	158,724	1,920,786
	2. 徴 税 費	59,228	4,800	64,028
3. 民 生 費		9,748,084	29,009	9,777,093
	1. 社 会 福 祉 費	4,565,466	25,888	4,591,354
	2. 児 童 福 祉 費	3,405,478	3,121	3,408,599
4. 衛 生 費		2,926,567	277	2,926,844
	2. 保 健 体 育 費	396,902	277	397,179
6. 農 林 水 産 業 費		448,186	238,704	686,890
	1. 農 林 費	448,186	238,704	686,890
10. 教 育 費		1,828,039	2,538	1,830,577
	1. 教 育 総 務 費	460,970	310	461,280
	2. 小 学 校 費	625,871	1,400	627,271
	3. 中 学 校 費	251,810	580	252,390
	4. 社 会 教 育 費	489,388	248	489,636
13. 職 員 費		3,896,450	16,033	3,912,483
	1. 職 員 費	3,896,450	16,033	3,912,483
歳 出	合 計	27,312,671	450,539	27,763,210

第二表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度福祉施設管理運営事業	平成31年度～35年度	150,123
平成30年度恵み野子どもの集う場所運営事業	平成31年度～35年度	88,589
平成30年度体育施設管理運営事業	平成31年度～35年度	583,590
平成30年度パークゴルフ場管理運営事業	平成31年度～35年度	154,515
平成30年度都市公園管理運営事業	平成31年度～35年度	755,182
平成30年度特別支援学級用スクールバス運行管理事業	平成31年度	20,853

平成30年度夢創館運営事業	平成31年度～35年度	34,142
平成30年度社会教育施設管理運営事業	平成31年度～35年度	786,570

平成30年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 道 支 出 金	千円 2,036,829	千円 217,592	千円 2,254,421
17. 財 産 収 入	132,754	81,135	213,889
18. 寄 附 金	30,973	45,325	76,298
19. 繰 入 金	1,056,224	83,382	1,139,606
20. 繰 越 金	488,153	23,105	511,258
歳 入 合 計	27,312,671	450,539	27,763,210

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	千円 182,425	千円 454	千円 182,879	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 454
2. 総 務 費	1,948,094	163,524	2,111,618	0	0	0	158,724	4,800
3. 民 生 費	9,748,084	29,009	9,777,093	0	0	0	3,681	25,328
4. 衛 生 費	2,926,567	277	2,926,844	0	0	0	277	0
6. 農 林 水 産 業 費	448,186	238,704	686,890	0	217,592	0	21,112	0
10. 教 育 費	1,828,039	2,538	1,830,577	0	0	0	1,548	990
13. 職 員 費	3,896,450	16,033	3,912,483	0	0	0	0	16,033
歳 出 合 計	27,312,671	450,539	27,763,210	0	217,592	0	185,342	47,605

2. 歳入

(款) 16 道支出金

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費補助金	千円 233,078	千円 217,592	千円 450,670	1 農業費補助金	千円 217,592	被災農業者向け強い農業づくり事業補助金 千円 217,592
計	599,134	217,592	816,726			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	千円 113,797	千円 81,135	千円 194,932	1 不動産売払収入	千円 81,135	市有地処分収入(管財課) 千円 81,135
計	114,060	81,135	195,195			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 30,973	千円 45,325	千円 76,298	1 寄附金	千円 45,325	スポーツ振興基金寄附 277 子育て基金寄附 3,121 子どもの読書活動を支える寄附 990 社会福祉事業推進基金寄附 560 青少年・文化振興基金寄附 248 まちづくり推進基金寄附 38,707 高等学校等入学準備金基金寄附 310 農業振興基金寄附 1,112
計	30,973	45,325	76,298			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 1,041,843	千円 83,382	千円 1,125,225	1 財政調整基金繰入金	千円 24,500	千円 財政調整基金繰入金 24,500
				3 まちづくり推進基金繰入金	38,882	まちづくり推進基金繰入金 38,882
				8 農業振興基金繰入金	20,000	農業振興基金繰入金 20,000
計	1,056,224	83,382	1,139,606			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 488,153	千円 23,105	千円 511,258	1 繰越金	千円 23,105	千円 繰越金 23,105
計	488,153	23,105	511,258			

3. 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 議会費	千円 182,425	千円 454	千円 182,879	千円	千円	千円	千円 454	3 職員手当等	千円 454	1. 議会関係費 職員手当等	千円 (454) 454
計	182,425	454	182,879				454				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
10 企画費	千円 290,210	千円 38,882	千円 329,092	千円	千円	千円 38,882 繰入金	千円	8 報償費	千円 28,154	5. ふるさと納税事業費	千円 (38,882)
								11 需用費	987	報償費	28,154
								12 役務費	736	需用費	987
								13 委託料	9,005	消耗品費	794
										印刷製本費	193
										役務費	736
										通信運搬費	549
										手数料	187
										委託料	9,005
										ふるさと納税推進事業業務委託	
12 財産管理費	228,553	81,135	309,688			81,135 財産収入		25 積立金	81,135	4. 公共施設等管理保全基金積立金	(81,135)
										積立金	81,135
16 まちづくり 推進 基金費	186,864	38,707	225,571			38,707 寄附金		25 積立金	38,707	1. まちづくり推進基金積立金	(38,707)
										積立金	38,707
計	705,627	158,724	864,351			158,724					

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2賦課徴収費	千円 59,116	千円 4,800	千円 63,916	千円	千円	千円	千円 4,800	13委託料	千円 4,800	1. 賦課事務費 委託料 法人市民税システム改修委託 328 2. 徴収事務費 委託料 基幹システム改修委託 (4,472) 4,472
計	59,116	4,800	63,916				4,800			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1社会福祉 総務費	千円 146,333	千円 25,060	千円 171,393	千円	千円	千円 寄附金 560	千円 24,500	11需用費	千円 106	2. 社会福祉事業推進基金積立金 積立金 560
								12役務費	394	10. 高齢者世帯等冬の生活支援事業費 需用費 106
								20扶助費	24,000	消耗品費 106 役務費 394
								25積立金	560	通信運搬費 394 扶助費 24,000 高齢者世帯等生活支援助成 24,000
5国民健康 保険特別 会計繰出金	642,199	401	642,600				401	28繰出金	401	1. 国民健康保険特別会計繰出金 繰出金 401
7介護保険特別 会計繰出金	743,330	427	743,757				427	28繰出金	427	1. 介護保険特別会計繰出金 繰出金 427
計	1,531,862	25,888	1,557,750			560	25,328			

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
4子育て支援 推進費	千円 1,776,030	千円 3,121	千円 1,779,151	千円 千円	千円 千円	千円 3,121	千円 千円	25積立金 3,121	千円 18. 子育て基金積立金 (3,121) 積立金 3,121	
計	1,776,030	3,121	1,779,151			3,121				

(款) 4 衛生費

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1運 動 ス ポ ー ツ 振 興 費	千円 42,641	千円 277	千円 42,918	千円 千円	千円 千円	千円 277	千円 千円	25積立金 277	千円 6. スポーツ振興基金積立金 (277) 積立金 277	
計	42,641	277	42,918			277				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3農業振興費	千円 91,479	千円 238,704	千円 330,183	千円 217,592	千円 千円	千円 21,112	千円 千円	19負担金補助 及び交付金 237,592	千円 4. 農業振興対策事業費 (237,592) 負担金補助及び交付金 237,592	
						1,112		25積立金 1,112	被災農業者向け強い農業づくり事業補助金 237,592	
						20,000			8. 農業振興基金積立金 (1,112) 積立金 1,112	
計	91,479	238,704	330,183	217,592		21,112				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 教育委員会費	千円 158,596	千円 310	千円 158,906	千円	千円	千円 310	千円	25 積立金	千円 310	千円 8. 高等学校等入学準備金基金積立金 積立金 310
計	158,596	310	158,906			310				

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	千円 197,420	千円 1,400	千円 198,820	千円	千円	千円 700	千円 700	11 需用費	千円 1,400	千円 2. 学校図書館費 需用費 1,400 消耗品費 1,400
計	197,420	1,400	198,820			700	700			

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	千円 136,429	千円 580	千円 137,009	千円	千円	千円 290	千円 290	11 需用費	千円 580	千円 2. 学校図書館費 需用費 580 消耗品費 580
計	136,429	580	137,009			290	290			

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
2 青少年女性等教育費	千円 23,994	千円 248	千円 24,242	千円	千円	千円 248	千円	25 積立金	千円 248	8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金	千円 (248) 248
計	23,994	248	24,242			248					

(款) 13 職員費

(項) 1 職員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 職員給与費	千円 3,896,450	千円 16,033	千円 3,912,483	千円	千円	千円	千円 16,033	2 給料	千円 3,760	1. 職員給与費	千円 (16,033)
								3 職員手当等	9,802	給料	3,760
								4 共済費	1,699	職員手当等	9,802
								19 負担金補助及び交付金	772	共済費	1,699
										負担金補助及び交付金	772
										一般職退職手当負担金	772
計	3,896,450	16,033	3,912,483				16,033				

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	議 会 費	1 議 会 費	1 議 会 関 係 費	454					454	平成30年人事院勧告による給与改定等
2	総 務 費	1 総 務 管 理 費	10 企 画 費	38,882				38,882		ふるさと納税事業費の増額
2	総 務 費	1 総 務 管 理 費	12 財 産 管 理 費	81,135				81,135		市有地売却収入積立
2	総 務 費	1 総 務 管 理 費	16 まちづくり推進基金費	38,707				38,707		えにわ・花子さん愛情寄附積立 2,222件 ふるさと納税事業経費積立 3,374件
2	総 務 費	2 徴 税 費	2 賦 課 徴 収 費	328					328	法人市民税システムの改修
2	総 務 費	2 徴 税 費	2 賦 課 徴 収 費	4,472					4,472	共通電子納税システム導入に伴う基幹システムの改修
3	民 生 費	1 社 会 福 祉 費	1 社 会 福 祉 総 務 費	560				560		えにわ・花子さん愛情寄附積立 125件
3	民 生 費	1 社 会 福 祉 費	1 社 会 福 祉 総 務 費	24,500					24,500	高齢者世帯等冬の生活支援事業の実施に伴う光熱費助成金
3	民 生 費	1 社 会 福 祉 費	5 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 繰 出 金	401					401	平成30年人事院勧告による給与改定等に伴う繰出
3	民 生 費	1 社 会 福 祉 費	7 介 護 保 険 特 別 会 計 繰 出 金	427					427	平成30年人事院勧告による給与改定等に伴う繰出
3	民 生 費	2 児 童 福 祉 費	4 子 育 て 支 援 推 進 費	3,121				3,121		えにわ・花子さん愛情寄附積立 625件
4	衛 生 費	2 保 健 体 育 費	1 運 動 ス ポ ー ツ 振 興 費	277				277		えにわ・花子さん愛情寄附積立 57件
6	農 林 水 産 業 費	1 農 林 費	3 農 業 振 興 費	237,592		217,592		20,000		被災農業者向け強い農業づくり事業補助金
6	農 林 水 産 業 費	1 農 林 費	3 農 業 振 興 費	1,112				1,112		えにわ・花子さん愛情寄附積立 242件
10	教 育 費	1 教 育 総 務 費	1 教 育 委 員 会 費	310				310		えにわ・花子さん愛情寄附積立 66件
10	教 育 費	2 小 学 校 費	1 学 校 管 理 費	1,400				700	700	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書館の購入 6件

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
10	教育費	3 中学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	580				290	290	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書 購入 3件
10	教育費	4 社会教育費	2 青少年女性等教育費	8 青少年・文化振興基金積立金	248				248		えにわ・花子さん愛情寄附積立 40件
13	職員費	1 職員費	1 職員給与費	1 職員給与費	16,033					16,033	平成30年人事院勧告による給与改定等
合 計					450,539	0	217,592	0	185,342	47,605	一般財源の内訳 繰越金 23,105 財政調整基金 24,500

議案第20号

平成30年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,162,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,246,942	2,530	1,249,472
	1. 国民健康保険税	1,246,942	2,530	1,249,472
3. 繰入金		642,199	401	642,600
	1. 繰入金	642,199	401	642,600
歳入	合計	7,159,473	2,931	7,162,404

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		161,760	401	162,161
	1. 総務管理費	161,376	401	161,777
6. 諸支出金		89,963	2,530	92,493
	1. 償還金及び還付加算金	89,963	2,530	92,493
歳出	合計	7,159,473	2,931	7,162,404

平成30年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	千円 1,246,942	千円 2,530	千円 1,249,472
3. 繰入金	642,199	401	642,600
歳入合計	7,159,473	2,931	7,162,404

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 161,760	千円 401	千円 162,161	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 401
6. 諸支出金	89,963	2,530	92,493	0	0	0	0	2,530
歳出合計	7,159,473	2,931	7,162,404	0	0	0	0	2,931

2. 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 1,234,661	千円 2,530	千円 1,237,191	1 医療給付費 現年課税分	千円 2,530	千円
計	1,246,942	2,530	1,249,472			

(款) 3 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 642,199	千円 401	千円 642,600	1 一般会計繰入金	千円 401	千円
計	642,199	401	642,600			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
1 一般管理費	159,403	401	159,804				401	2 給料	105	1. 一般事務費 (国保医療課) 給料	(231) 57
								3 職員手当等	231	職員手当等	136
								4 共済費	42	共済費	25
										負担金補助及び交付金	13
										退職手当負担金	13
								19 負担金補助及び交付金	23	2. 一般事務費 (納税課) 給料	(170) 48
										職員手当等	95
										共済費	17
										負担金補助及び交付金	10
										退職手当負担金	10
計	159,403	401	159,804				401				

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
8 高額医療費 共同事業負 担金償還金	0	2,530	2,530				2,530	23 償還金利子 及び割引料	2,530	1. 高額医療費共同事業負担金償還金 償還金利子及び割引料	(2,530) 2,530
計	0	2,530	2,530				2,530				

説明資料

(国民健康保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経 費 名	補 正 額	補 正 額 の 財 源 内 訳					説 明				
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源					
1	総 務 費	1	総 務 管 理 費	1	一 般 管 理 費	1	一 般 事 務 費 (国 保 医 療 課)	231					231	平成30年人事院勧告による給与改定等
1	総 務 費	1	総 務 管 理 費	1	一 般 管 理 費	1	一 般 事 務 費 (納 税 課)	170					170	平成30年人事院勧告による給与改定等
6	諸 支 出 金	1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金 償 還 金	1	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金 償 還 金	2,530					2,530	平成29年度高額医療費共同事業負担金の精算に伴う返還金
合 計				2,931	0	0	0	0	2,931	一般財源の内訳 国民健康保険税 2,530 繰入金 401				

議案第21号

平成30年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,847,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		763,095	427	763,522
	1. 一般会計繰入金	743,330	427	743,757
歳入	合計	4,847,507	427	4,847,934

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		166,019	427	166,446
	1. 総務管理費	103,836	427	104,263
歳出	合計	4,847,507	427	4,847,934

平成30年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	千円 763,095	千円 427	千円 763,522
歳入合計	4,847,507	427	4,847,934

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 166,019	千円 427	千円 166,446	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 427
歳出合計	4,847,507	427	4,847,934	0	0	0	0	427

2. 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 その他一般会計繰入金	千円 163,514	千円 427	千円 163,941	1 事務費繰入金	千円 427	事務費繰入金 千円 427
計	743,330	427	743,757			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	千円 103,836	千円 427	千円 104,263	千円	千円	千円	千円 427	2 給料	千円 111	1. 一般事務費 (427)
								3 職員手当等	249	給料 111
								4 共済費	46	職員手当等 249
								19 負担金補助及び交付金	21	共済費 46
										負担金補助及び交付金 21
計	103,836	427	104,263				427			退職手当負担金 21

114

説明資料

(介護保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費	427					427	平成30年人事院勧告による給与改定等
合計				427	0	0	0	0	427	一般財源の内訳 繰入金 427

議案第 2 2 号

平成 3 0 年度恵庭市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 3 0 年度恵庭市水道事業会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第 2 条 平成 3 0 年度恵庭市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
支 出			
第 1 款 水道事業費用	1,514,459 千円	813 千円	1,515,272 千円
第 1 項 営業費用	1,464,254 千円	813 千円	1,465,067 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 7 3, 4 2 4 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 7 3, 6 1 2 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 4 4 4, 5 6 8 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 4 4 4, 7 5 6 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
支 出			
第 1 款 資本的支出	653,926 千円	188 千円	654,114 千円
第 1 項 建設改良費	488,270 千円	188 千円	488,458 千円

(議会の議決を経なければ流用できない経費の補正)

第 4 条 予算第 8 条第 1 号中「1 4 4, 3 1 2 千円」を「1 4 5, 3 1 3 千円」に改める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

惠庭市長 原 田 裕

平成30年度 恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
 収益的収入及び支出
 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1.水道事業費用			1,514,459	813	1,515,272	
	1.営業費用		1,464,254	813	1,465,067	
		2.配水及び給水費	122,434	321	122,755	配水及び給水施設の維持管理に要する費用
		4.総 係 費	205,229	492	205,721	水道料金に係る業務及び事業活動全般に要する費用

資本的収入及び支出
 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1.資本的支出			653,926	188	654,114	
	1.建設改良費		488,270	188	488,458	
		1.水道施設整備費	339,122	188	339,310	配水管等の整備に要する費用

予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純利益(△は損失) 119,624</p> <p>減価償却費 385,847</p> <p>修繕引当金の増減額(△は減少) △ 61,920</p> <p>特別修繕引当金の増減額(△は減少) 5,380</p> <p>貸倒引当金の増減額(△は減少) △ 1,885</p> <p>賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少) 564</p> <p>長期前受金戻入額 △ 63,592</p> <p>受取利息及び受取配当金 △ 85</p> <p>支払利息 40,576</p> <p>固定資産除却損 12,843</p> <p>未収金の増減額(△は増加) 9,349</p> <p>未払金の増減額(△は減少) 2,298</p> <p>未払費用の増減額(△は減少) △ 48</p> <p>たな卸資産の増減額(△は増加) 501</p> <p>預り金の増減額(△は減少) △ 212</p> <p>その他資産負債の増減額(△は減少) 1,946</p> <hr/> <p>小 計 451,186</p> <p>利息及び配当金の受取額 85</p> <p>利息の支払額 △ 40,576</p>	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>固定資産の取得による支出 △ 459,745</p> <p>国庫補助金等による収入 3,602</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 456,143</p> <p>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良企業債による収入 150,000</p> <p>一般会計からの出資金による収入 26,900</p> <p>建設改良企業債の償還による支出 △ 163,656</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー計 13,244</p> <p>IV 資金増減額 △ 32,204</p> <p>V 資金期首残高 826,768</p>
--	---

平成30年度 恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）給与費明細書

1. 総括

(単位：千円)

区分	職 員 数				給 与 費				法定福利費	合 計	
	特別職	一般職	その他	計	給 料	賃 金	手 当 等	計			
補正後	損益勘定 支弁職員	0	13	2	15	56,344	0	34,589	90,933	30,269	121,202
	資本勘定 支弁職員	0	3	1	4	11,909	0	6,540	18,449	5,662	24,111
	合 計	0	16	3	19	68,253	0	41,129	109,382	35,931	145,313
補正前	損益勘定 支弁職員	0	13	2	15	56,252	0	34,001	90,253	30,136	120,389
	資本勘定 支弁職員	0	3	1	4	11,884	0	6,406	18,290	5,633	23,923
	合 計	0	16	3	19	68,136	0	40,407	108,543	35,769	144,312
比較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	0	92	0	588	680	133	813
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	25	0	134	159	29	188
	合 計	0	0	0	0	117	0	722	839	162	1,001

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	寒冷地手当	管理職手当
	補正後	2,592	743	2,214	1,518	1,680
	補正前	2,592	743	2,214	1,518	1,680
	比較	0	0	0	0	0
手当の内訳	区 分	時間外手当	児童手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	
	補正後	4,332	1,080	0	26,970	
	補正前	4,315	1,080	0	26,265	
	比較	17	0	0	705	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	117	給与改定に伴う増減分	117
		普通昇給に伴う増減分	0
		その他の増減分	0
手 当	722	制度改定に伴う増減分	722
		その他の増減分	0

3. 給料及び手当の状況 (期末勤勉手当)

区 分	支給期別支給率 (月分)		支給率計 (月分)	職制上の段階職務の 級等による加算措置
	6 月	1 2 月		
補 正 後	2.125	2.325	4.450	有
補 正 前	2.125	2.275	4.400	有
比 較	0.000	0.050	0.050	有

平成30年度 恵庭市水道事業会計 予定損益計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	1,357,861		
	(2) 受託事業収益	5,922		
	(3) その他営業収益	92,367	1,456,150	
2	営業費用			
	(1) 受水費	677,138		
	(2) 配水及び給水費	113,898	★	
	(3) 受託工事費	5,640		
	(4) 総係費	196,923	★	
	(5) 減価償却費	385,847		
	(6) 資産減耗費	13,343	1,392,789	
	営業利益			63,361
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	85		
	(2) 他会計負担金	29,327		
	(3) 長期前受金戻入	63,592		
	(4) 雑収益	4,927	97,931	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	40,576		
	(2) 雑支出	92	40,668	57,263
	経常利益			120,624
5	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	1,000	1,000	△ 1,000
	当年度純利益			119,624
	前年度繰越利益剰余金			108,014
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	当年度未処分利益剰余金			227,638

平成30年度 恵庭市水道事業会計 予定貸借対照表
(平成31年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1	固定資産						
(1)	有形固定資産						
	イ. 土地				145,133		
	ロ. 建物	334,861					
	ハ. 構築物	△ 33,123			301,738		
	ニ. 機械及び装置	12,531,061 ★					
	ホ. 車両運搬具	△ 5,274,742			7,256,319		
	ヘ. 工具器具及び備品	341,459					
	ト. メーター	△ 109,161			232,298		
	有形固定資産合計	9,774					
		△ 8,114			1,660		
		51,712					
		△ 32,608			19,104		
		774,295					
		△ 307,266			467,029		
						8,423,281	
(2)	無形固定資産						
	イ. 土地利用権				2,200		
	ロ. 電話加入権				21		
	ハ. ソフトウェア				50,126		
	無形固定資産合計					52,347	
(3)	投資その他の資産						
	イ. 破産更生債権等	12,582					
	貸倒引当金	△ 12,582			0		
	投資その他の資産合計					0	
	固定資産合計						8,475,628
2	流動資産						
(1)	現金					794,564 ★	
(2)	未貸倒引当				71,717		
(3)	貯蔵品				△ 3,630	68,087	
(4)	前払金					5,021	
(5)	その他の流動資産					2,036	
	流動資産合計					1,000	
							870,708
							9,346,336

負債の部

(単位：千円)

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債			1,562,282		
	企業債合計				1,562,282	
(2)	引当金					
	イ. 修繕引当金			60,962		
	ロ. 特別修繕引当金			5,380		
	引当金合計				66,342	
	固定負債合計					1,628,624
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債			152,476		
	企業債合計				152,476	
(2)	未払金				109,345	
(3)	未払費用				360	
(4)	引当金					
	イ. 賞与引当金			8,889 ★		
	ロ. 法定福利費引当金			1,766 ★		
	引当金合計				10,655	
(5)	預り金				106,621	
	流動負債合計					379,457
5	繰延収益					
(1)	長期前受金					
	イ. 受贈財産評価額			1,485,939		
	ロ. 補助金			134,208		
	ハ. 工事負担金			1,108,231		
	長期前受金合計				2,728,378	
(2)	長期前受金収益化累計額				△ 1,366,364	
	繰延収益合計					1,362,014
	負債合計					<u>3,370,095</u>

資 本 の 部

6	資 本 金								(単位：千円)
(1)	資 本 金	資 本 金	資 本 金	資 本 金				<u>5,130,046</u>	5,130,046
7	剰 余 金								
(1)	資 本 剰 余 金								
	イ. 受 贈 財 産 評 価 額					21,347			
	ロ. 補 助 金					161,558			
	ハ. 工 事 負 担 金					<u>435,652</u>			
	資 本 剰 余 金 合 計						618,557		
(2)	利 益 剰 余 金								
	イ. 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金					<u>227,638</u> ★			
	利 益 剰 余 金 合 計						<u>227,638</u>		
	剰 余 金 合 計								<u>846,195</u>
	資 本 合 計								<u>5,976,241</u>
	資 本 合 計								<u>9,346,336</u>

平成30年度 恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益的収入及び支出
支 出

(収益的支出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1.	水道事業費用		1,514,459	813	1,515,272			
1.	営業費用		1,464,254	813	1,465,067			
	2.	配水及び給水費	122,434	321	122,755	1. 給料	42	人件費 平成30年給与勧告による号俸の引き上げ 職員 5名、再任用職員 1名 321千円 (うち賞与・法定福利費引当金繰入額 142千円)
					2. 手当等	108		
					3. 賞与引当金繰入額	119		
					4. 法定福利費	29		
					5. 法定福利費引当金繰入額	23		
	4.	総係費	205,229	492	205,721	1. 給料	50	人件費 平成30年給与勧告による号俸の引き上げ 職員 8名 492千円 (うち賞与・法定福利費引当金繰入額 239千円)
					2. 手当等	161		
					3. 賞与引当金繰入額	200		
					4. 法定福利費	42		
					5. 法定福利費引当金繰入額	39		

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(資本的支出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 資 本 的 支 出	653,926	
1. 建 設 改 良 費	488,270	188	488,458			
1. 水道施設整備費	339,122	188	339,310	1. 給 料	25	人件費 平成30年給与勧告による号俸の引き上げ 職員 3名、再任用職員 1名 188千円 (うち賞与・法定福利費引当金繰入額 83千円)
				2. 手 当 等	65	
				3. 賞与引当金繰入額	69	
				4. 法 定 福 利 費	15	
				5. 法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	14	

議案第 23 号

平成 30 年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 平成 30 年度恵庭市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	2,717,777 千円	574 千円	2,718,351 千円
第 1 項 営業費用	2,516,787 千円	574 千円	2,517,361 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 955,702 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 955,942 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 894,952 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 895,192 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
支 出			
第 1 款 資本的支出	2,272,643 千円	240 千円	2,272,883 千円
第 1 項 建設改良費	1,210,627 千円	240 千円	1,210,867 千円

（議会の議決を経なければ流用できない経費の補正）

第 4 条 予算第 10 条第 1 号中「104,630 千円」を「105,444 千円」に改める。

平成30年11月29日提出

恵庭市長 原 田 裕

平成30年度 恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 下水道事業費用			2,717,777	574	2,718,351	
	1. 営業費用		2,516,787	574	2,517,361	
		1. 管 渠 費	143,745	122	143,867	管渠維持管理に要する費用
		2. 処 理 場 費	545,782	103	545,885	終末処理場維持管理に要する費用
		5. 水 洗 化 促 進 費	3,197	22	3,219	水洗化促進に要する費用
		8. 総 係 費	114,928	327	115,255	事業活動全般に要する費用

資本的収入及び支出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 資本的支出			2,272,643	240	2,272,883	
	1. 建設改良費		1,210,627	240	1,210,867	
		1. 公共下水道整備費	1,182,754	240	1,182,994	管渠・終末処理場の整備に要する費用

予定キャッシュ・フロー計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">当年度純利益</td><td style="text-align: right;">164,194</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">1,543,681</td></tr> <tr><td>貸倒引当金の増減額(△は減少)</td><td style="text-align: right;">△ 895</td></tr> <tr><td>賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)</td><td style="text-align: right;">464</td></tr> <tr><td>長期前受金戻入額</td><td style="text-align: right;">△ 832,993</td></tr> <tr><td>受取利息及び受取配当金</td><td style="text-align: right;">△ 583</td></tr> <tr><td>支払利息</td><td style="text-align: right;">192,840</td></tr> <tr><td>固定資産除却損</td><td style="text-align: right;">1,322</td></tr> <tr><td>未収金の増減額(△は増加)</td><td style="text-align: right;">△ 31,142</td></tr> <tr><td>未払金の増減額(△は減少)</td><td style="text-align: right;">△ 16,552</td></tr> <tr><td>未払費用の増減額(△は減少)</td><td style="text-align: right;">△ 253</td></tr> <tr><td>長期前払消費税等の増減額(△は増加)</td><td style="text-align: right;">△ 20,703</td></tr> <tr><td>その他資産負債の増減額(△は減少)</td><td style="text-align: right;">1,408</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">1,000,788</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>利息及び配当金の受取額</td><td style="text-align: right;">583</td></tr> <tr><td>利息の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 192,840</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>業務活動によるキャッシュ・フロー計</td><td style="text-align: right;">808,531</td></tr> </table>	当年度純利益	164,194	減価償却費	1,543,681	貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 895	賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	464	長期前受金戻入額	△ 832,993	受取利息及び受取配当金	△ 583	支払利息	192,840	固定資産除却損	1,322	未収金の増減額(△は増加)	△ 31,142	未払金の増減額(△は減少)	△ 16,552	未払費用の増減額(△は減少)	△ 253	長期前払消費税等の増減額(△は増加)	△ 20,703	その他資産負債の増減額(△は減少)	1,408	<hr/>		小計	1,000,788			利息及び配当金の受取額	583	利息の支払額	△ 192,840	<hr/>		業務活動によるキャッシュ・フロー計	808,531	<p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産の取得による支出</td><td style="text-align: right;">△ 1,124,117</td></tr> <tr><td>国庫補助金による収入</td><td style="text-align: right;">356,640</td></tr> <tr><td>国庫補助金の返還による支出</td><td style="text-align: right;">△ 110</td></tr> <tr><td>受益者負担金・分担金による収入</td><td style="text-align: right;">4,015</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>投資活動によるキャッシュ・フロー計</td><td style="text-align: right;">△ 763,572</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</td><td></td></tr> <tr><td>建設改良企業債による収入</td><td style="text-align: right;">837,400</td></tr> <tr><td>一般会計からの出資金による収入</td><td style="text-align: right;">118,523</td></tr> <tr><td>建設改良企業債の償還による支出</td><td style="text-align: right;">△ 1,059,543</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>財務活動によるキャッシュ・フロー計</td><td style="text-align: right;">△ 103,620</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>IV 資金増減額</td><td style="text-align: right;">△ 58,661</td></tr> <tr><td>V 資金期首残高</td><td style="text-align: right;">1,690,387</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>VI 資金期末残高</td><td style="text-align: right;">1,631,726</td></tr> </table>	固定資産の取得による支出	△ 1,124,117	国庫補助金による収入	356,640	国庫補助金の返還による支出	△ 110	受益者負担金・分担金による収入	4,015	<hr/>		投資活動によるキャッシュ・フロー計	△ 763,572			III 財務活動によるキャッシュ・フロー		建設改良企業債による収入	837,400	一般会計からの出資金による収入	118,523	建設改良企業債の償還による支出	△ 1,059,543	<hr/>		財務活動によるキャッシュ・フロー計	△ 103,620			IV 資金増減額	△ 58,661	V 資金期首残高	1,690,387	<hr/>		VI 資金期末残高	1,631,726
当年度純利益	164,194																																																																												
減価償却費	1,543,681																																																																												
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 895																																																																												
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	464																																																																												
長期前受金戻入額	△ 832,993																																																																												
受取利息及び受取配当金	△ 583																																																																												
支払利息	192,840																																																																												
固定資産除却損	1,322																																																																												
未収金の増減額(△は増加)	△ 31,142																																																																												
未払金の増減額(△は減少)	△ 16,552																																																																												
未払費用の増減額(△は減少)	△ 253																																																																												
長期前払消費税等の増減額(△は増加)	△ 20,703																																																																												
その他資産負債の増減額(△は減少)	1,408																																																																												
<hr/>																																																																													
小計	1,000,788																																																																												
利息及び配当金の受取額	583																																																																												
利息の支払額	△ 192,840																																																																												
<hr/>																																																																													
業務活動によるキャッシュ・フロー計	808,531																																																																												
固定資産の取得による支出	△ 1,124,117																																																																												
国庫補助金による収入	356,640																																																																												
国庫補助金の返還による支出	△ 110																																																																												
受益者負担金・分担金による収入	4,015																																																																												
<hr/>																																																																													
投資活動によるキャッシュ・フロー計	△ 763,572																																																																												
III 財務活動によるキャッシュ・フロー																																																																													
建設改良企業債による収入	837,400																																																																												
一般会計からの出資金による収入	118,523																																																																												
建設改良企業債の償還による支出	△ 1,059,543																																																																												
<hr/>																																																																													
財務活動によるキャッシュ・フロー計	△ 103,620																																																																												
IV 資金増減額	△ 58,661																																																																												
V 資金期首残高	1,690,387																																																																												
<hr/>																																																																													
VI 資金期末残高	1,631,726																																																																												

平成30年度 恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）給与費明細書

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数				給与費				法定福利費	合計	
	特別職	一般職	その他	計	給料	賃金	手当等	計			
補正後	損益勘定 支弁職員	0	8	2	10	35,449	0	21,908	57,357	18,186	75,543
	資本勘定 支弁職員	0	4	0	4	13,030	0	9,088	22,118	7,783	29,901
	合計	0	12	2	14	48,479	0	30,996	79,475	25,969	105,444
補正前	損益勘定 支弁職員	0	8	2	10	35,379	0	21,501	56,880	18,089	74,969
	資本勘定 支弁職員	0	4	0	4	12,995	0	8,923	21,918	7,743	29,661
	合計	0	12	2	14	48,374	0	30,424	78,798	25,832	104,630
比較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	0	70	0	407	477	97	574
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	35	0	165	200	40	240
	合計	0	0	0	0	105	0	572	677	137	814

(単位：千円)

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	寒冷地手当	管理職手当
	補正後	2,124	426	2,226	1,197	1,349
	補正前	2,124	426	2,226	1,197	1,349
	比較	0	0	0	0	0
手当の内訳	区分	時間外手当	児童手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	
	補正後	2,914	1,620	0	19,140	
	補正前	2,896	1,620	0	18,586	
	比較	18	0	0	554	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	105	給与改定に伴う増減分	105
		普通昇給に伴う増減分	0
		その他の増減分	0
手 当	572	制度改定に伴う増減分	572
		その他の増減分	0

3. 給料及び手当の状況 (期末勤勉手当)

区 分	支給期別支給率 (月分)		支給率計 (月分)	職制上の段階職務の 級等による加算措置
	6 月	1 2 月		
補 正 後	2.125	2.325	4.450	有
補 正 前	2.125	2.275	4.400	有
比 較	0.000	0.050	0.050	有

平成30年度 恵庭市下水道事業会計 予定損益計算書
 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	1,035,243		
	(2) 雨水処理負担金	535,202		
	(3) 受託事業収益	62,113		
	(4) その他営業収益	218	1,632,776	
2	営業費用			
	(1) 管渠費	134,409 ★		
	(2) 処理場費	506,558 ★		
	(3) 個別排水処理費	26,075		
	(4) 水質規制費	5,220		
	(5) 水洗化促進費	3,208 ★		
	(6) 生ごみ・し尿処理場 維持管理受託費	59,156		
	(7) 業務費	62,191		
	(8) 総係費	111,282 ★		
	(9) 減価償却費	1,543,681		
	(10) 資産減耗費	1,322	2,453,102	
	営業損失			820,326
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	583		
	(2) 補助金	60,625		
	(3) 他会計補助金	125,624		
	(4) 他会計負担金	181,283		
	(5) 長期前受金戻入	832,993		
	(6) 雑収益	606	1,201,714	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	192,840		
	(2) 長期前払消費税等償却	5,130		
	(3) 雑支出	18,224	216,194	985,520
	経常利益			165,194

			(単位：千円)
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	10	10	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	10		
(2) 過年度損益修正損	1,000	1,010	△ 1,000
当年度純利益			164,194
前年度繰越利益剰余金			437,380
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度繰越利益剰余金			<u>601,574</u>

平成30年度 恵庭市下水道事業会計 予定貸借対照表
(平成31年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1	固定資産						
(1)	有形固定資産						
	イ. 土地				516,976		
	ロ. 建物	1,008,529					
	ハ. 構築物	△ 242,056			766,473		
	ニ. 機械及び装置	31,683,318 ★					
	ホ. 車両運搬具	△ 6,019,181			25,664,137		
	ヘ. 工具器具及び備品	8,210,052					
	ト. 建設仮勘定	△ 3,272,607			4,937,445		
	有形固定資産合計	1,967					
		△ 1,869			98		
		14,236					
		△ 6,379			7,857		
					414,815		
						32,307,801	
(2)	無形固定資産						
	イ. 土地権利				5,100		
	ロ. 施設利用権				92,597		
	ハ. 電話加入権				423		
	ニ. ソフトウェア				99		
	無形固定資産合計						98,219
(3)	投資その他の資産						
	イ. 破産更生債権等	5,347					
	ロ. 長期前払消費税等	△ 5,347			0		
	投資その他の資産合計				111,150		
	固定資産合計					111,150	32,517,170
2	流動資産						
(1)	現金					1,631,726 ★	
(2)	未収金				150,784		
	貸倒引当金				△ 2,976		
	流動資産合計					147,808	
	流動資産合計						1,779,534
							34,296,704

負債の部

(単位：千円)

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		13,163,768		13,163,768	13,163,768
	企業債合計					
	固定負債合計					
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		990,703		990,703	
	企業債合計				990,703	
(2)	未払金				74,757	
(3)	未払費用				446	
(4)	引当金					
	イ. 賞与引当金		6,322 ★			
	ロ. 法定福利費引当金		1,254 ★			
	引当金合計				7,576	
	流動負債合計					1,073,482
5	繰延収益					
(1)	長期前受金					
	イ. 受贈財産評価額		5,238,879			
	ロ. 補助金		13,895,201			
	ハ. 負担金・分担金		2,085,977			
	長期前受金合計				21,220,057	
(2)	長期前受金仮勘定				213,366	
(3)	長期前受金収益化累計額				△ 5,179,547	
	繰延収益合計					16,253,876
	負債合計					<u>30,491,126</u>

資 本 の 部

6	資 本 金								(単位：千円)
(1)	資 本 金 合 計							<u>2,987,130</u>	2,987,130
7	剰 余 金								
(1)	イ. 受 贈 財 産 評 価				136,690				
	ロ. 補 助 金				36,780				
	ハ. 他 会 計 繰 入 金				<u>43,404</u>				
	資 本 剰 余 金 合 計							216,874	
(2)	イ. 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金				<u>601,574</u> ★				
	利 益 剰 余 金 合 計							<u>601,574</u>	
	剰 余 金 合 計								<u>818,448</u>
	資 本 合 計								<u>3,805,578</u>
	資 本 合 計								<u><u>34,296,704</u></u>

平成30年度 恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益的収入及び支出
支 出

(収益的支出)

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1.	下水道事業費用	2,717,777	574	2,718,351			
	1. 営業費用	2,516,787	574	2,517,361			
	1. 管渠費	143,745	122	143,867	1. 給料	15	人件費 平成30年給与勧告による号俸の引き上げ 職員 2名 122千円 (うち賞与・法定福利費引当金繰入額 55千円)
				2. 手当等	39		
				3. 賞与引当金繰入額	46		
				4. 法定福利費	13		
				5. 法定福利費引当金繰入額	9		
	2. 処理場費	545,782	103	545,885	1. 給料	9	人件費 平成30年給与勧告による号俸の引き上げ 職員 2名 103千円 (うち賞与・法定福利費引当金繰入額 42千円)
				2. 手当等	41		
				3. 賞与引当金繰入額	35		
				4. 法定福利費	11		
				5. 法定福利費引当金繰入額	7		
	5. 水洗化促進費	3,197	22	3,219	1. 給料	4	人件費 平成30年給与勧告による号俸の引き上げ 再任用職員 1名 22千円 (うち賞与・法定福利費引当金繰入額 5千円)
				2. 手当等	11		
				3. 賞与引当金繰入額	4		
				4. 法定福利費	2		
				5. 法定福利費引当金繰入額	1		
	8. 総係費	114,928	327	115,255	1. 給料	42	人件費 平成30年給与勧告による号俸の引き上げ 職員 4名 327千円 (うち賞与・法定福利費引当金繰入額 146千円)
				2. 手当等	109		
				3. 賞与引当金繰入額	122		
				4. 法定福利費	30		
				5. 法定福利費引当金繰入額	24		

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(資本的支出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 資 本 的 支 出	2,272,643	
1. 建 設 改 良 費	1,210,627	240	1,210,867			
1. 公共下水道整備費	1,182,754	240	1,182,994	1. 給 料	35	人件費 平成30年給与勧告による号俸の引き上げ 職員 4名 240千円 (うち賞与・法定福利費引当金繰入額 102千円)
				2. 手 当 等	80	
				3. 賞与引当金繰入額	85	
				4. 法 定 福 利 費	23	
				5. 法 定 福 利 費 引当金繰入額	17	